

平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付  
要綱

(趣旨)

第1条 市は、まちなかの空き店舗（以下「空き店舗」という。）の解消を図るとともに、商業の振興及び活性化並びに地域連携を推進するため、空き店舗を活用して新たに新出店又は開業（以下「出店等」という。）する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「空き店舗」とは、過去に営業活動又は事業所の用に供していた店舗で、営業活動等が終了し、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のテナント型のもの
- (2) 店舗面積が概ね500平方メートル以上のもの
- (3) その他市長が不相当と認めたもの

2 この要綱において「まちなか」とは、市が策定した「第2次渋川市中心市街地活性化プラン」における「まちなか出店者支援プロジェクト」の重点実施エリアをいう。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に係るものでないこと。
- (4) 空き店舗の所有者又は当該所有者の2親等内の親族若しくは当該

所有者と生計を一にする者でないこと。法人にあつては、これらの者を役員としていないこと。ただし、出店等を目的として売買等により建物を取得した者に対する別表第1に掲げる店舗等改装費の補助については、この限りではない。

(5) 既にまちなかに店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）を有する者の場合は、同地区内の移転でないこと。ただし、やむを得ない理由によるものを除く。

(6) 過去に渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金を利用して出店等した者の場合は、当該店舗等を閉店、閉業又は休業していないこと。

（補助対象事業）

第4条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き店舗を活用して行う事業であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 店舗等の改装に着手していないこと。

(2) この要綱による補助金を申請した年度内に店舗等の改装が完了し、営業を開始する見込みがあること。

(3) 小売業、飲食業、サービス業その他の信用保証協会の補償対象業種であること。

(4) 許認可及び資格等が必要な業種は、当該資格等を既に取得又は営業を開始する日までに取得する見込みがあること。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。

(6) 政治活動又は宗教活動に関係するものでないこと。

(7) 平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に添付する事業計画書（様式第2号）の計画について、渋川駅前通り空き店舗対策特別委員会から書面による推薦を受けていること。

(8) 出店等する店舗等が居住部分と併用でないこと。ただし、店舗等

部分と居住部分を階層又は出入口等により明確に分離できる場合を除く。

(9) 出店等後、原則として週5日以上営業し、かつ、3年以上継続して事業を実施する見込みがあること。

(10) 営業は、午前10時から午後5時までの間、2時間以上行うこと。

(補助対象経費等)

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、1か月のうち15日（定休日を含む。）を超える日数の間休業した場合は、当該月に係る店舗等賃借料は補助対象外とする。

3 この補助金の事業全体の補助限度額は、8,080,000円とする。

(施工業者)

第6条 店舗等の改装を行う場合の業者は、原則として、市内に事業所を有する業者とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に、別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象期間が複数年度に渡る場合は、当該年度ごとに申請書を提出しなければならない。

2 前項ただし書きの規定により、前年度から継続して補助金の交付を受けようとする場合は、申請書に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(営業開始の届出)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定を受けた店舗等の営業を開始しようとするときは、平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金営業開始届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(事業の変更・廃止)

第10条 申請者が補助金の交付決定を受けた後において、事業の一部を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金(変更・廃止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金(変更・廃止)承認通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(概算払の交付の申請)

第11条 補助対象事業者は、規則第12条第2項に定める概算払の交付を受けようとするときは、あらかじめ平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金概算払申請書(様式第9号)に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第12条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金実績報告書(様式第10号)に別表第5に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、営業の開始の日から補助対象期間が終了するまでの間、6か月ごとに収支決算書(様式第11号)及び営業報告書(様式第12号)を翌月末までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、やむを得な

い理由により廃業する場合を除く。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金をほかの用途に使用したとき。
- (3) この要綱、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 変更承認通知書を受けずに営業内容、業態等を著しく変更したとき。
- (5) 交付決定後、当該年度内に営業を開始しないとき。

(補助金の返還)

第14条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に規定する金額を市長が別に定める期日までに返還しなければならない。

- (1) 補助金の交付後、交付決定の全部又は一部が取り消されたとき  
取消しに係る部分の額
- (2) 営業を開始した日から起算して36か月以内に閉店、閉業又は営業をやめたとき 次の計算式により算出した金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

改装費補助額 / 36 × 未経過月数（36か月一家賃補助対象月数）

(交付決定の取消し及び返還命令に係る通知)

第15条 市長は、第13条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助対象事業者に通知し、前条の規定に該当したときは、平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金返還命令書（様式第14号）により補助対象事業者に補助金の返還を求めるものとする。

(書類の整備等)

第16条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保管期間は、この補助事業完了の日の属する

会計年度の翌会計年度から5年間とする。

(その他)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
・店舗等改装費（出店等に必要な内装工事、外装工事、設備（電気、水道、ガス、空調等）工事、その他建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されているもの）を含む。） ※設計費、什器等備品購入費及び設置費は対象外	2 / 3 以内	100万円 以内	事業開始初年度に1回のみ
・店舗等賃借料 （共益費を含む。） ※敷金、礼金、駐車場使用料及び契約に関する諸経費は対象外	1 / 2 以内	月額4万円 以内	営業開始から 3年目まで

備考

- 算出した額の合計額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 国、県、市及びその他団体等が実施する他の補助金の交付を受けたものは、補助対象外とする。

3 店舗等賃借料の補助対象期間は、営業を開始した日の属する月の翌月（月の初日に営業を開始した場合は当月）から起算する。

4 居住部分併用の建物である場合の店舗等賃借料は、店舗等部分と居住部分の床面積を基に<sup>あん</sup>按分して算出する。

別表第 2（第 7 条関係）

申請書の添付書類		備考
1	事業計画書	様式第 2 号
2	納税証明書等（未納額のないことを証明する書類）	
3	履歴書及び住所を確認できるものの写し（個人）又は登記事項証明書等（法人）	
4	空き店舗の位置図	
5	空き店舗の写真（建物外観及び内部）	
6	改装等工事に係る図面及び見積書等 （工事内容及び経費の内訳が確認できるもの）	
7	賃貸借契約書の写し	
8	渋川駅前通り空き店舗対策特別委員会からの推薦状	
9	暴力団排除に関する誓約書	様式第 3 号
10	補助金返還規定に関する同意書	様式第 4 号
11	許認可証の写し（必要業種の場合のみ）	
12	その他市長が必要と認める書類	

（注） 許認可証及び賃貸借契約書の写しを交付申請時に提出できない場合は、営業を開始する日までに提出すること。

別表第 3（第 7 条関係）

申請書（継続申請）の添付書類		備考
1	納税証明書等（未納額のないことを証明する書類）	
2	賃貸借契約書の写し	
3	その他市長が必要と認める書類	

別表第 4（第 11 条関係）

概算払申請書の添付書類		備考
1	店舗等改装費に係る施工業者からの請求書及び支払証	概算払を申

	拠書類（振込受付書、ＡＴＭご利用控、ネットバンキング振込データ等）の写し	請するもの の請求書及 び支払証拠 書類の写し を添付
2	店舗等賃借料の支払証拠書類（振込受付書、ＡＴＭご利用控、ネットバンキング振込データ等）の写し（交付対象月が確認できるもの）	様式第12号 概算払を請 求する対象 月の営業報 告書を添付
3	営業報告書（店舗等賃借料の概算払の場合のみ）	任意様式
4	概算払に係る請求書（市長宛て）	
5	通帳の写し等（補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）	
6	その他市長が必要と認める書類	

(注) 請求書は、代表者印が押印され、振込先が明示されているものであって、工事内容及び経費の内訳が確認できるものを受領すること。

店舗等改装費及び店舗等賃借料の支払は、銀行振込等により行うこととし、現金、手形、小切手、相殺払い、他の取引との混合払い、クレジットカードによる支払は認めない。

別表第5（第12条関係）

実績報告書の添付書類		備考
1	店舗等改装費に係る施工業者からの請求書及び支払証拠書類（振込受付書、ＡＴＭご利用控、ネットバンキング振込データ等）の写し	概算払を受 けていない ものの請求 書及び支払 証拠書類の 写しを添付
2	店舗等賃借料の支払証拠書類（振込受付書、ＡＴＭご利用控、ネットバンキング振込データ等）の写し（交付対象月が確認できるもの）	様式第12号
3	営業報告書	



		概算払を受けていない月の営業報告書を添付
4	請求書（市長宛て）	任意様式
5	通帳の写し等（補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）	
6	その他市長が必要と認める書類	

（注） 請求書は、代表者印が押印され、振込先が明示されているものであって、工事内容及び経費の内訳が確認できるものを受領すること。

店舗等改装費及び店舗等賃借料の支払は、銀行振込等により行うこととし、現金、手形、小切手、相殺払い、他の取引との混合払い、クレジットカードによる支払は認めない。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

（電話 ）

平成 3 1 年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金  
 交付申請書

平成 3 1 年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規申請	<input type="checkbox"/> 継続申請	
補助対象経費 (当該年度内)	改 装 費 ※新規申請のみ	円	
		着手予定日	年 月 日
		完了予定日	年 月 日
	出店等(予定)日	年 月 日	
	賃 借 料	円 (月額 円)	
		年 月 日から 年 月 日まで ( か月)	
合 計	円		
補 助 金 交付申請額 (当該年度内)	改 装 費 ※新規申請のみ	円	
	賃 借 料	円	
	合 計	円	

※補助対象経費に係る予算書は別紙添付

【別紙】

補助対象経費に係る収支予算書

収入の部

項 目	予算額(円)	備 考
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
合 計		

支出の部

項 目	予算額(円)	備 考
補助対象経費	店舗等改装費	
	店舗等賃借料	
	小 計(a)	
その他		
	小 計(b)	
合 計(a+b)		

(添付書類)

- 1 別表第2に掲げる関係書類  
※継続申請の場合は別表第3に掲げる関係書類

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

1 事業概要

氏名 (法人等の場合は名称 及び代表者氏名)		電話	
住所 (法人等の場合は所在地)			
店舗等の名称		電話	
業種			
出店等予定日	年 月 日		
営業時間及び定休日	条件：午前10時から午後5時までの間に2時間以上、 週5日以上営業		
従業員数	正規従業員	人／パート・アルバイト 合計	人 人(うち家族 人)
事業の内容 (主な取扱品、 サービス内容、 強みや特色、 想定する客層等)			
出店等までの スケジュール			

(裏面あり)

## 2 出店等する店舗等の概要

店舗等の所在地	渋川市		
店舗等の所有者	氏名		電話
	住所		
建物構造	造 階建( 階) m <sup>2</sup> ( 坪)		
空き店舗期間	年 月 日から ( 年 か月)		
以前の状況等			
店舗等賃借料	円(月額/共益費含む。)		
その他賃借条件 (敷金・礼金等)			
賃貸借契約 締結予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		

## 3 収支計画

項 目		開業初年度	2年目
収 入	売 上 高		
	改装費等補助金		
	賃借料補助金		
	その他収入		
	計 (①)		
支 出	仕 入 高		
	改 装 費 等		
	賃 借 料 等		
	人 件 費		
	その他支出		
	計 (②)		
収入－支出 (①－②)			

様式第3号（第7条関係）

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

㊞

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、渋川警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1に掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を契約等の相手方にしません。
- 3 契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該契約等を解除します。
- 4 自己又は契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、渋川市長に報告し、警察に通報します。

様式第4号（第7条関係）

補助金返還規定に関する同意書

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

私は、平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱の内容を確認し、下記の事項について同意します。

記

- 1 経営形態又は店舗等の運営内容に変更が予定される場合は、あらかじめ概要説明及び協議を行います。
- 2 次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に規定する金額を市長が別に定める期日までに返還します。
  - (1) 補助金の交付後、交付決定の全部又は一部が取り消されたとき 取消に係る部分の額
  - (2) 概算払で交付した補助額が、実績報告後に確定した補助額を超えたとき 確定した補助額を超える部分の額
  - (3) 営業の開始した日から起算して36か月以内に閉店、閉業又は営業をやめたとき 次の計算式により算出した金額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）  
改装費補助額 / 36 × 未経過月数（36か月一家賃補助対象月数）

様式第5号（第8条関係）

渋川市 第 号

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金  
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった平成31年度渋川市まちなか  
空き店舗出店者支援事業補助金の交付申請について、下記のとおり決定した  
ので通知する。

年 月 日

渋川市長

印

記

1 店舗等の名称		
2 交付決定額	店舗等改装費	円
	店舗等賃借料	円
	総 額	円
3 条 件	<p>(1) 補助金の交付申請書に記載されたもののほか、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）及び平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。</p> <p>(2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。</p> <p>(3) 要綱第13条に規定する「交付決定の取消し」の要件に該当した場合には、交付決定を取り消すことがある。</p> <p>(4) 要綱第14条に規定する「補助金の返還」の要件に該当した場合には、規定に沿って補助金を返還すること。</p> <p>(5) 交付決定後は、別紙の書類を市長へ提出すること。</p>	
4 指 示		



【別紙】

提出書類一覧

1 営業を開始するまでに

1	平成31年度渋川市まちなか空き店舗出 店者支援事業補助金 営業開始届出書	様式第6号 (第9条関係)
	以下、申請時提出済の場合は不要	
2	賃貸借契約書の写し	
3	許認可証の写し(必要業種のみ)	

2 営業開始日の属する月から起算し6か月ごとに、  
該当月の翌月末日までに

1	収支決算書	様式第11号 (第12条関係)
2	営業報告書	様式第12号 (第12条関係)

3 事業の一部を変更又は廃止する前に

1	平成31年度渋川市まちなか空き店舗出 店者支援事業補助金 (変更・廃止)承認申請書	様式第7号 (第10条関係)
---	---	-------------------

4 事業が完了した時は

1	平成31年度渋川市まちなか空き店舗出 店者支援事業補助金 実績報告書	様式第10号 (第12条関係)
2	営業報告書(事業完了時までのもの)	様式第12号 (第12条関係)
	その他、要綱別表第5の添付書類	

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

（電話

）

平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金

営業開始届出書

平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、店舗等の営業を開始したことを届け出ます。

記

1 店舗等の名称	
2 店舗等の電話番号	
3 業 種	
4 出店等年月日 (営業開始日)	年 月 日
5 営業時間及び 定 休 日	
6 従 業 員 数	正規従業員 人 / パート・アルバイト 人 合計 人 (うち家族 人)
7 事 業 の 内 容 (主な取扱品、 サービス内容、 強みや特色、 想定する客層等)	
8 そ の 他	



様式第7号（第10条関係）

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

⑩

（電話 ）

平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金  
（変更・廃止）承認申請書

年 月 日付け渋川市 第 号により交付決定のあった  
標記の補助金に係る事業の内容を、下記のとおり（変更・廃止）したいので、  
平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱第10  
条の規定に基づき、承認くださるよう申請します。

記

店舗等の名称		
店舗等の所在地		渋川市
変更・廃止 年月日		年 月 日
変更・廃止 理由		
変更内容	変更前	
	変更後	

（添付書類）

1 変更理由が分かる書類

様式第8号（第10条関係）

渋川市 第 号

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金

（変更・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の補助金に係る事業の変更・廃止について、下記のとおり承認したので、通知する。

年 月 日

渋川市長

印

記

店舗等の名称		
店舗等の所在地		渋川市
変更・廃止 年月日		年 月 日
変更・廃止 理由		
変更内容	変更前	
	変更前 交付決定額	店舗等改装費 円
		店舗等賃借料 円
		総 額 円
	変更後	
	変更後 交付決定額	店舗等改装費 円
		店舗等賃借料 円
総 額 円		

条件 上記に記載のない補助金交付に係る条件等については、変更前の交付決定通知書の内容を継続するものとする。

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

Ⓜ

（電話 ）

平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金  
概算払申請書

年 月 日付け渋川市 第 号により交付決定のあ  
った標記の補助金について、平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支  
援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のと  
おり補助金の概算払を申請します。

記

店 舗 等 の 名 称		
交 付 決 定 額	店舗等改装費	円
	店舗等賃借料	円
	合 計	円
概 算 払 申 請 額	店舗等改装費	円
	店舗等賃借料	円（ 月分）
	合 計	円
概算払が必要な理由		
備 考		

（添付書類）

別表第4に掲げる関係書類

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

⑩

（電話 ）

平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金  
実績報告書

年 月 日付け渋川市 第 号により交付決定を受けた  
補助事業について、平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補  
助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

店舗等の名称		
補助対象経費		円
交付決定額	店舗等改装費	円
	店舗等賃借料	円
	合 計	円
精 算 額	店舗等改装費	円
	店舗等賃借料	円
	合 計	円
着手年月日	年 月 日	
完了年月日	年 月 日	
備 考		

※補助対象経費に係る決算書は別紙添付

【別紙】

補助対象経費に係る決算書

収入の部

項 目	予算額(円)	決算額(円)
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
合 計		

支出の部

項 目		予算額(円)	決算額(円)
補 助 対 象 経 費	店舗等改装費		
	店舗等賃借料		
	小 計(a)		
そ の 他			
	小 計(b)		
合 計(a+b)			

(添付書類)

別表第5に掲げる関係書類



様式第11号（第12条関係）

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

（電話

）

収支決算書

（ 年 月分～ 年 月分）

単位：千円

	月	月	月	月	月	月	合計
売上高							
売上原価							
売上総利益							
販売費及び一般管理費合計							
地代家賃							
役員（事業主）報酬							
人件費							
広告宣伝費							
光熱水費							
備品消耗品							
減価償却費							
その他販管費							
支払利息及び割引料							
通信交通費							
修繕費							
雑費その他							
営業利益							
営業外収益							
営業外費用							
経常利益							

様式第12号（第12条関係）

年 月 日

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

⑩

（電話 \_\_\_\_\_ ）

年 月 営業報告書

営業時間・定休日							
日付	曜日	来客数（人）	売上高（円）	日付	曜日	来客数（人）	売上高（円）
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16				計	—		

様式第13号（第15条関係）  
渋川市 第 号

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名

平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金  
交付決定取消通知書

年 月 日付け渋川市 第 号により補助金の交付を決定した平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金について、平成31年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱第13条の規定により交付の決定を取り消したので、第15条の規定により通知する。

年 月 日

渋川市長 印

記

- 1 取消内容
- 2 取消理由
- 3 取消年月日

様式第 1 4 号 (第 1 5 条関係)  
渋川市 第 号

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名

平成 3 1 年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金  
返還命令書

平成 3 1 年度渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱第 1  
4 条の規定に該当したため、第 1 5 条の規定により、補助金の返還を命ずる。

年 月 日

渋川市長 印

記

- 1 返還すべき金額 円
  
- 2 返還を命ずる理由
  
- 3 交付済補助金額  
年 月 日交付 円  
年 月 日交付 円  
年 月 日交付 円  
年 月 日交付 円  
計 円
  
- 4 返還期限  
年 月 日まで